

仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件の 再審開始決定を求める要請書

北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件の守大助さんが行っている再審申立について、仙台地方裁判所第一刑事部(河村俊哉裁判長)は2014年3月25日棄却決定をなしました。現在、貴裁判所において即時抗告審が審理されております。

確定判決では、患者5人の血液等から筋弛緩剤マスキュラックスの成分が検出されたとの大阪府警科学捜査研究所が行ったいわゆる「土橋鑑定」を、資料を全量消費したとして再鑑定できないにも関わらず証拠として採用し、各患者の病変については、これを医学的に十分な検証を行わないまま筋弛緩剤による薬理効果と断定しました。

弁護団は、再審請求審において、①鑑定の誤り(志田保夫・前東京薬科大学教授の意見書)、②患者の病変は筋弛緩剤によるものではない(池田正行・前長崎大学教授の意見書)、③「自白」は、真犯人の供述としては不自然(浜田寿美男・奈良女子大学名誉教授の意見書)等の新証拠を提出して、守大助さんが無実であることを明らかにしました。しかし、仙台地裁は、これら証人の証拠調べも、隠された証拠の開示請求もことごとく退けて、検察側さえ主張していない誤った判断に基づいて棄却決定を行ったものであり、その訴訟指揮だけでなくその判断自体違法・不当なものと言わざるを得ません。

そもそも本件では確定審での事実調べが極めてずさんであり、①マスキュラックスの空アンプル 19 本と空アンプルが入ったとされる「赤い針箱」、②警察の取調べ段階での調書、③鑑定データ、④鑑定資料受渡簿、⑤殺人未遂被疑事件認知報告書及び犯罪認知報告書、等最低限の証拠さえ提出されておられません。直近に再審開始決定が出された「袴田事件」の再審請求においては、実に600点もの証拠開示がなされた結果、「捜査機関による証拠ねつ造」が断罪され、無罪の蓋然性を認めました。再審請求における証拠開示の重要性は論を待ちません。

貴裁判所におかれましては、少なくとも上記各証人の証拠調べと全証拠の開示を勧告されること、その上で、科学と道理に立脚し、事実と証拠に基づく公正な判断をされ、一審の棄却決定を見直して再審開始を決定されるよう、ここに要請するものです。

氏 名	住 所

送付先 〒980—0022 仙台市青葉区五橋一丁目5—13 日本国民救援会宮城県本部
仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件全国連絡会事務局

TEL022—222—6458 FAX 022—222—6450

取り扱い団体: